資料１-７

積立金の繰越に係る承認について（案）

**１．大学からの申請**

地方独立行政法人法第４０条第４項の規定により滋賀県知事の承認を受けようとする額（次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとする金額）

積立金の総額　　　　　　　　　　　　　　　　　**４，６１９，７５４，４７７円**

うち滋賀県知事の承認を受けようとする額　　　　３，８６１，０００，３６４円

**２．目的積立金相当額（422,142,395円）の考え方**

**※目的積立金の残額および令和５年度の目的積立金相当額**

○各事業年度の目的積立金の残額については、県が経営努力認定したものであり、令和５事業年度の目的積立金相当額と併せて、次の中期計画の業務の財源にすることから、全額を繰越積立金とする。

**３．積立金相当額（3,438,857,969円）の考え方**

**※資産見返負債の廃止に伴う現金の裏付けがない積立金相当額**

○令和５年度以降、資産見返負債の処理が廃止され、運営費交付金・授業料・寄付金を財源として固定資産を取得した場合は、直ちに収益化するよう改定されている。この処理により発生する利益については、現金の裏付けがないものであることから、県への返還は求めず、全額を繰越積立金とする。

**４．運営費交付金の未使用額についての県の考え方**

○運営費交付金の未使用額については、県が経営努力認定しなかったもの（使途を特定した特定経費※など）であり、繰り越すことは認めず、県への納付金とする。

　※退職金の未執行額など

**５．承認額（案）**

大学からの申請のとおり、積立金の総額４３４，２８１，８０４円のうち、

**３，８６１，０００，３６４円**は繰り越すことを承認する。

**６．県への納付金額（案）**

同法第４０条第５項の規定に基づき、繰越承認した残余の額

**７５８，７５４，１１３円**については、県への納付金とする。